

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄復帰に伴う特別措置法案(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43546

郵政省

電波法、その他

条約課長 ^{200 (22)}

法規課長

200 (22)

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

郵政省関係「沖縄の復帰に伴う特別措置」
法案、及び「同政令案」につき

46.8.3

米北一

3日午後、郵政省電波通理局法規課担当官
(山口事務官 201) は本課を来訪。VOA、極東
新報

放送等の取扱に關する標記法令案
(別添1及び2)につき、6日から法制局

の審査を要するに付、右内容につき
事前の外交省の意見を伺ふ旨要請致す。

なお、右政令案中、極東放送の日本語放送局
をはじめ、その他の無線局の免許の有効期間を1

年間に限るは、復帰後此の無線局が電波法上
免許を受けるための準備期間として1年間に十分である

と見られる理由、本件につき何らコメントあるは
至急本課へご連絡下さる。

秘

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（後略）

第九章 電波法関係

（無線局の免許の承継）

第 五 条 この法律の施行の際現に琉球政府が沖繩の電波法（千九百五十五年立法第八十号）の規定により開設している無線局の免許人の地位は、当該無線局がその用に供せられる事務の引継の区別に応じ、その時に於いて国又は地方公共団体が承継する。

第 六 条 この法律の施行の際現に琉球公社又は沖繩放送協会が沖繩の電波法の規定により開設している無線局の免許人の地位は、その時においてそれぞれ公社又は日本放送協会が承継する。

第 七 条 前二項の規定は、予備免許を受けている無線局の場合に準用する。

（ヴォイス・オヴ・アメリカ中継局に関する特例）

第 八 条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間

別添 1

の協定第八条に規定するヴォイス・オヴ・アメリカ中継局については、法の改正により電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、同条に基き、同条に基き取扱

規定するところによる。

（無線局の免許の特例）

第 九 条 この法律の施行の際現に沖繩において開設されている無線局（沖繩の電波法の規定により開設されているもの及び前条に規定するものを除く。）のうち政令で定めるものは、電波法第四条第一項の規定により郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該無線局の免許の有効期間は、この法律の施行の日から起算して五年をこえない範囲内において政令で定める。

（電波監理審議会の委員の任命に関する特例）

第 十 条 沖繩の法令により禁錮以上の刑に処せられた者又は琉球政府公務員と

して懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、それぞれ電波法第九十九条の三第三項第一号又は第二号に該当する者とみなす。

(この法律の施行前にした処分等の特例)

第 九 条 沖縄の電波法、放送法（千九百六十七年立法第二百二十二号）若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づく琉球政府行政主席の処分に違反した者は、電波法、放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づく郵政大臣若しくは地方電波監理局長の処分に違反した者とみなして、電波法（第九章を除く。）を適用する。

(無線局及び無線従事者の免許の取消し等)

第 十 条 第十二章の規定に基づく命令（電波及び放送の規律に関する事

項に係るものに限る。）又はこれに基づく処分に違反した者は、電波法に基づく命令又はこれに基づく処分に違反した者とみなして、同法第七十六条又は第七十九条の規定を適用する。

秘

(電波法に関する特例)

○ 郵政第二条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第八条に規定するヴォイス・オブ・アメリカ中継局については、この法律の施行の日から起算して五年間は、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定にかかわらず、同条（同条に基づく取極を含む。）の定めるところによる。

○ 郵政第三条 この法律の施行の際現に琉球諸島高等弁務官の免許を受けて英語による放送をする無線局及び当該放送の業務に附帯する業務の用に供する無線局を開設している者（昭和四十六年六月十六日以前において当該無線局について琉球諸島高等弁務官の免許を受けていた者に限る。）は、当該無線局について、この法律の施行の日に電波法第四条第一項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

132

46. 8. 28

FEB C
郵政法

2 この法律の施行の際現に沖縄においてアメリカ合衆国政府、琉球政府、琉球電力公社、琉球水道公社又は航空通信の事業を営むアメリカ合衆国法人が設置している無線局の無線設備を引き続き使用して無線局を開設する者（国その他の政令で定める者に限る。）は、当該無線局について、この法律の施行の日に電波法第百四条第二項の規定により読み替えられる同法第四条第一項の郵政大臣の承認又は同項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に琉球諸島高等弁務官の免許を受けた無線局（前二項に規定する無線局を除く。）及び航空機の無線局その他の政令で定めるものを開設している者は、当該無線局について、この法律の施行の日に電波法第四条第一項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

132第3号

4 前三項の場合において、当該無線局の呼出符号は、この法律の施行の日
に郵政大臣が指定するものとし、当該無線局についての免許（第二項
に規定する無線局にあつては承認又は免許。以下この条において同じ。）
の有効期間は、電波法第十三条の規定にかかわらず、第一項に規定する
無線局にあつてはこの法律の施行の日から起算して五年、前二項に規定す
る無線局にあつてはこの法律の施行の日から起算して一年とする。

5 第一項から第三項までの規定により郵政大臣の免許を受けたものとみ
なされた者は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、当該無線
局の無線設備の概要その他の郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出
なければならぬ。

6 この法律の施行の際現に設置されている無線設備で第一項から第三項
までに規定する無線局に係るものについては、この法律の施行の日から

郵政省令で定める日までの間は、電波法第三章の規定は適用せず、郵政
省令で定めるところによる。

7 この法律の施行の際現に第一項から第三項までに規定する無線局の無
線設備の操作に従事している者は、この法律の施行の日から起算して一
年間は、電波法第三十九条の規定にかかわらず、その無線設備の操作に
従事することができる。

8 第一項から第三項までに規定する無線局の発射する電波についての電
波法第七十二条の規定の適用については、同条中「第二十八条の郵政省
令」とあるのは、「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律郵政第三条第
六項の郵政省令」とする。

9 第一項から第三項までの規定により郵政大臣の免許を受けたものとみ
なされた者が第五項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出

をし、若しくは第六項の郵政省令に違反し、又は郵政第五条第一項の規定に違反し、若しくは同条第四項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、電波法若しくは同法に基づく命令又は放送法に違反したものとみなして、電波法第七十六条第一項の規定を適用する。

秘

第十六章 電波法関係

「沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（仮称）」

法に昇格規定

（郵政大臣の免許を受けたものとみなす無線局等）

第 条 法第 条の規定により郵政大臣の免許を受けたものとみなす

無線局は、次の各号に掲げる無線局とし、当該無線局の免許の有効期間は、当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 日本人、日本法人又は琉球法人が米国琉球民政府高等弁務官の免許を受けた無線局 一年間
- 二 アメリカ合衆国（以下この条において「合衆国」という。）の連邦政府の機関又は軍隊が設置していた無線局の無線設備を国が引き続き使用して開設している無線局 一年間
- 三 琉球電力公社又は琉球水道公社が設置していた無線局の無線設備をそれぞれ（又は沖縄県が引き続き使用して開設している

別添え.

無線局 一年間

四 航空通信事業又は航空運送事業を営む合衆国法人が米国琉球民政府高等弁務官の免許を受けた無線局 一年間

五 石油精製事業又は船舶物資補給事業を営む合衆国法人が米国琉球民政府高等弁務官の免許を受けた無線局 一年間

六 合衆国法人たる極東放送会社が米国琉球民政府高等弁務官の免許を受けた次に掲げる無線局 それぞれ次に掲げる期間

- イ 英語による放送を行なう放送局 五年間
- ロ 日本語による放送を行なう放送局 一年間
- ハ イ又はロに掲げる放送局の業務を円滑に遂行するため開設された無線局 一年間

前項各号に掲げる無線局に対する電波法（昭和二十五年法律第百三十

法に昇格規定

C . . . C . . . C

一号)若しくは放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)又はこれらに基づく命令の適用に関する経過措置については、郵政省令で定める。

(無線局の免許の特例)

第 条 法の施行の際現に沖縄の電波法(千九百五十五年立法第八十号)の規定に基づき琉球政府行政主席の免許又は予備免許を受けている無線局は、郵政大臣が別に定めるものを除き、電波法第四条第一項又は第八条第一項の規定によりそれぞれ郵政大臣の免許又は予備免許を受けたものとみなす。この場合における電波法の適用に関する経過措置については、郵政省令で定める。

(無線従事者の免許の特例)

第 条 法の施行の際現に沖縄の電波法の規定に基づき琉球政府行政主席の免許を受けている無線従事者は、郵政省令で定めるところにより、

電波法第四十一条第一項の規定により郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

(通信長の配置の特例)

第 条 法の施行の際現に沖縄の電波法第五十一条第一項に規定する第二種局乙の通信長の要件を備えている者で、電波法第五十条第一項に規定する第二種局乙又は第三種局甲の通信長の要件を備えていないものは、法の施行の日から起算して三年間は、電波法第五十条第一項に規定する第二種局乙又は第三種局甲(いずれも第 条に規定する郵政大臣の免許又は予備免許を受けた無線局とみなされたものに限る。)の通信長の要件を備えている者とみなす。

(無線従事者の特例)

第 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる期間は、沖縄にお

して従前の例により無線設備の操作に従事することを妨げない。

一 沖繩の電波法の一部を改正する立法（千九百六十九年立法第二百二十九号）附則第四項に規定する者 法の施行の日から昭和四十九年八月二十九日まで

二 無線従事者操作範囲規則の一部を改正する規則（千九百六十九年規則第六十号）附則第二項に規定する者 法の施行の日からその者が免許人である無線局の免許の有効期間の満了の日まで

三 無線従事者操作範囲規則の一部を改正する規則（千九百六十九年規則第六十号）附則第三項に規定する者 法の施行の日から昭和四十九年十月二十八日まで

（異議申立ての経過措置）

第 条 法の施行の際現に沖繩の電波法の規定に基づき琉球政府行政主

席に提起されている異議の申立は、法の施行の日において、郵政大臣に對して提起されたものとみなす。

第 条 前条に規定するものを除き、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）及び電波法第七章の規定は、沖繩の電波法又はこれに基づく命令の規定に基づく琉球政府行政主席の処分についても、適用する。ただし、沖繩の電波法の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 前項本文の場合において、異議申立て期間は、法の施行の日から起算するものとする。

（裁判管轄）

第 条 沖繩の電波法の規定に基づく琉球政府行政主席の処分に対する異議の申立についての決定に対する取消しの訴え（異議の申立を却下する決定に対するものを除く。）であつて、法の施行の際現に琉球政府の

高等裁判所又は那覇地方裁判所に係属しているものについては、琉球政府の高等裁判所又は那覇地方裁判所にした訴えの提起は、それぞれ最高裁判所又は東京高等裁判所にした訴えの提起とみなす。

(高周波利用設備の許可の特例)

第 条 法の施行の際現に沖繩の電波法の規定に基づき琉球政府行政主席の許可を受けている高周波利用設備は、電波法第百条第一項の規定により郵政大臣の許可を受けたものとみなす。この場合における電波法の適用に関する経過措置については、郵政省令で定める。

(法の施行前にした処分等)

第 条 第 条、第 条、第 条及び第 条に規定するものほか、沖繩の電波法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、電波法又はこれに基づく命令の規定に当該規定に相

当する規定があるときは、その相当する規定によつてしたものとみなす。

○ 四 法郵政第三條第一項に規定する者が開設する日本語による放送をする無線局及び当該放送の業務に附帯する業務の用に供する無線局

(無線局の免許の特例)

第

一

法の施行の際現に沖縄の電波法(千九百五十五年立法第八十号)の規定に基づき琉球政府行政主席の免許を受けている無線局(次項に規定する無線局及び郵政大臣が別に定める無線局を除く。)を開設している者は、当該無線局について、法の施行の日に電波法第四條第一項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

FiEB
日本語放送局あり

二

法の施行の際現に沖縄の電波法の規定に基づき琉球政府又は琉球公社若しくは沖縄放送協会が開設している無線局は、法の施行の日に、郵政省令で定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は公社若しくは日本放送協会が電波法第百四條第二項の規定により読み替えられる同法

第四條第一項の郵政大臣の承認又は同項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

三

第一項の規定は琉球政府並びに琉球公社及び沖縄放送協会以外の者が無線局の予備免許を受けている場合に、前項の規定は琉球政府又は琉球公社若しくは沖縄放送協会が無線局の予備免許(予備承認を含む。)を受けている場合に準用する。

四

前三項の場合において、当該無線局の呼出符号は、法の施行の日に郵政大臣が指定するものとする

五

第一項又は第二項の規定によりみなされた免許又は承認の有効期間は、無線局の種類に従い、郵政省令で定める。

(無線設備の技術基準の特例)

第 条 法の施行の際現に設置されている無線設備で前条第一項から第

三項までに規定する無線局に係るものについては、法の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第三章の規定は適用せず、郵政省令で定めるところによる。

2 前条第一項から第三項までに規定する無線局の発射する電波についての電波法第七十二条の規定の適用については、同条中「第二十八条の郵政省令」とあるのは、「沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令第 条第一項の郵政省令」とする。

(欠格事由の特例)

第 条 沖繩の電波法若しくは放送法(千九百六十七年立法第二百二十二号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者又は沖繩の電波法の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消

しの日から二年を経過しない者は、それぞれ電波法第五条第三項第一号又は第二号に該当する者とみなして、同項及び同条第四項の規定を適用する。

(無線従事者の免許の特例)

第 条 法の施行の際現に沖繩の電波法の規定に基づき次の表の上欄の資格を有している者は、法の施行の日、それぞれ電波法の規定による同表の下欄の資格の免許を受けたものとみなす。

第一級無線通信士	第一級無線通信士
第二級無線通信士	第二級無線通信士
第三級無線通信士	第三級無線通信士
航空級無線通信士	航空級無線通信士
電話級無線通信士	電話級無線通信士

第一級無線技術士	第一級無線技術士
第二級無線技術士	第二級無線技術士
特殊無線技士(リーダー)	特殊無線技士(リーダー)
特殊無線技士(無線電話甲)	特殊無線技士(無線電話甲)
特殊無線技士(中短波海上無線電話)	特殊無線技士(無線電話甲)
特殊無線技士(無線電話乙)	特殊無線技士(無線電話乙)
特殊無線技士(超短波陸上無線電話)	特殊無線技士(無線電話乙)
特殊無線技士(中短波固定無線電信)	特殊無線技士(無線電話乙)
特殊無線技士(中波陸上無線電信)	特殊無線技士(無線電話乙)

無線電話)	無線電話)
特殊無線技士(多重無線設備)	特殊無線技士(多重無線設備)
特殊無線技士(国内無線電信)	特殊無線技士(国内無線電信)
特殊無線技士(国内無線電信)	特殊無線技士(国内無線電信)
甲)	
特殊無線技士(国内無線電信)	特殊無線技士(国内無線電信)
乙)	
第一級アマチュア無線技士	第一級アマチュア無線技士
第二級アマチュア無線技士	第二級アマチュア無線技士
電信級アマチュア無線技士	電信級アマチュア無線技士
電話級アマチュア無線技士	電話級アマチュア無線技士

(無線設備の技術操作に関する特例)

第 二 十 九 号) 附 則 第 四 項 に 規 定 す る 者 は、 法 の 施 行 の 日 か ら 昭 和 四 十 九 年 八 月 二 十 九 日 ま で は、 電 波 法 第 三 十 九 条 の 規 定 に か か わ ら ず、 沖 繩 県 の 区 域 に お い て 従 前 の 例 に よ り 無 線 設 備 の 技 術 操 作 に 従 事 す る こ と が で き る。

(養成課程を修了している者)

第 三 十 九 条 法 の 施 行 の 際 現 に 沖 繩 の 電 波 法 第 四 十 二 条 第 二 項 に 規 定 す る 養 成 課 程 を 修 了 し て い る 者 は、 電 波 法 第 四 十 一 条 第 二 項 に 規 定 す る 養 成 課 程 を 修 了 し て い る 者 と み な す。

(免許を与えない場合の特例)

第 四 十 一 条 沖 繩 の 電 波 法 第 九 章 の 罪 を 犯 し 罰 金 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ、 そ の 執 行 を 終 わ り、 若 し く は そ の 執 行 を 受 け る こ と が な く な つ た 日 か ら 二 年

を 経 過 し な い 者 又 は 沖 繩 の 電 波 法 の 規 定 に よ り 無 線 従 事 者 の 免 許 を 取 り 消 さ れ、 そ の 取 消 し の 日 か ら 二 年 を 経 過 し な い 者 は、 そ れ ぞ れ 電 波 法 第 四 十 二 条 第 一 号 又 は 第 二 号 に 該 当 す る 者 と み な し て、 同 条 の 規 定 を 適 用 す る。

(通信長の配置の特例)

第 四 十 二 条 法 の 施 行 の 際 現 に 沖 繩 の 電 波 法 第 五 十 一 条 第 一 項 に 規 定 す る 第 二 種 局 乙 の 通 信 長 の 要 件 を 備 え て い る 者 で、 電 波 法 第 五 十 条 第 一 項 に 規 定 す る 第 二 種 局 乙 又 は 第 三 種 局 甲 の 通 信 長 の 要 件 を 備 え て い な い も の は、 法 の 施 行 の 日 か ら 起 算 し て 三 年 間 は、 電 波 法 第 五 十 条 第 一 項 に 規 定 す る 第 二 種 局 乙 又 は 第 三 種 局 甲 (第 三 十 九 条 の 規 定 に よ り 郵 政 大 臣 の 免 許 又 は 予 備 免 許 を 受 け た も の と み な さ れ た 無 線 局 に 限 る。) の 通 信 長 の 要 件 を 備 え て い る 者 と み な す。

(無線従事者の操作範囲の特例)

第 六十九年規則第六十号) 附則第二項に規定する者は法の施行の日から当該無線局の免許の有効期間の満了の日までは、同規則附則第三項に規定する者は法の施行の日から昭和四十九年十月二十八日まで、無線従事者操作範囲令(昭和三十三年政令第三百六号)の規定にかかわらず、沖縄県の区域において従前の例により無線設備の操作に従事することができる。

(沖縄の法令等に違反した場合の規定の適用)

第 七 条 沖縄の電波法、放送法若しくはこれらの立法に基づく命令又はこれらに基づく琉球政府行政主席の処分違反した者は、電波法、放送法(昭和二十五年法律第三百二十二号)若しくはこれらに基づく命令又は

これらに基づく郵政大臣若しくは地方電波監理局長の処分違反した者とみなして、電波法第七十六条第一項(同法第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

不正な手段により、沖縄の電波法の規定に基づき無線局の免許若しくは許可を受け、又は指定の変更を行なわせた者は、電波法第七十六条第二項第二号に該当するものとみなして、同項(同法第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

第 八 条 無線従事者が、沖縄の電波法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく琉球政府行政主席の処分違反したとき又は不正な手段により沖縄の電波法の規定に基づき免許を受けたときは、それぞれ電波法第七十九条第一項第一号又は第二号に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

第 九 条 免許人が沖繩の電波法又は同法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるときは、電波法第八十条第二号に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

(異議申立て等)

第 十 条 次項に規定する場合を除き、電波法第七章の規定は、法の施行前にされた沖繩の電波法又は同法に基づく命令の規定による琉球政府行政主席の処分についても適用する。ただし、同法の規定によつて生じた効力を妨げない。

第 十 一 条 法の施行の際現に沖繩の電波法の規定に基づき提起されている異議の申立は、法の施行の日に郵政大臣に提起されたものとみなす。

第 十 二 条 法の施行前に沖繩の電波法の規定に基づき電波監理審議会が適法に認定した事実は、電波法の規定に基づき電波監理審議会が適法に認定した事実とみなして、同法第九十九条第一項の規定を適用する。

(電波監理審議会の委員の任命に関する特例)

第 十 三 条 沖繩の法令により琉球政府公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者は、電波法第九十九条の三第三項第二号に該当するものとみなす。

(高周波利用設備に関する特例)

第 十 四 条 法の施行の際現に沖繩の電波法の規定に基づき琉球政府行政主席の許可を受けている高周波利用設備については、法の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第百条第三項において準用する同法第二十八条、第三十条及び第三十八条の規定は適用せず、郵政省令で定めるところによる。

第 十 五 条 前項に規定する高周波利用設備が副次的に発する電波についての電波

法第百条第三項において準用する同法第七十二条の規定の適用については、同条中「第二十八条の郵政省令」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令第 条第一項の郵政省令」とする。

(免許状等の特例)

第 条 沖縄の電波法に基づく免許状は電波法に基づく免許状と、沖縄の電波法に基づく無線従事者原簿は電波法に基づく無線従事者原簿と、沖縄の電波法に基づく免許証は電波法に基づく免許証とみなす。
(法の施行前にした処分等)

第 条 第 条、第 条、第 条及び第 条に規定するものの

ほか、沖縄の電波法又は同法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、電波法又は同法に基づく命令に当該規定に相当する規定があるときは、その相当する規定によつてしたものとみなす。

アメリカ局長 土佐中

参事官

北米第一課長

条約課長 送付済

安全保障課長 送付済

郵政省関係「沖縄復帰に伴う特措法案
(電波に関する特例法案及行政令案)

46. 9. 3

米 北一

郵政省電波管理局法規課(新木事務官)
より、標記法案及行政令案を提示致

したところ、合法案は法制局の中
議会を終ったので、VOAの5年
間存続の法案に比し、

続て明記法に「さき行政令案
に比し、極東放送の英語(送)放
局、附帯業務

無線局等の取扱いを法案に上げ規定
法に比し、可成り大巾な修正が行な

お、此、行政令案については、未審査
理由。参考として、中議会用法行政令案と

別添の上、修正案を、無線のマークに

秘(政令案)

第十二章 電波法関係

(琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局等)

波第一条 法第百三十二条第三項の政令で定める無線局は、次の無線局とする。

- 一 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第五条第二項第二号及び第三号に規定する船舶の無線局及び航空機の無線局に該当する無線局
 - 二 前号の無線局以外の無線局で、当該無線局を開設している者が電波法第五条第一項各号に該当しない者であるもの
 - 三 前二号の無線局以外の無線局で、船舶又は航空機の航行の業務及びこれに附帯する業務の用に供するもの
- 2 法第百三十二条第四項の政令で定める者は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に掲げる者とする。

- 一 アメリカ合衆国政府が開設している無線局に設置されている無線設備を引き続き使用して開設する場合 国
- 二 琉球政府が開設している無線局に設置されている無線設備を引き続き使用して開設する場合 国
- 三 琉球電力公社が開設している無線局に設置されている無線設備を引き続き使用して開設する場合 沖縄電力株式会社
- 四 琉球水道公社が開設している無線局に設置されている無線設備を引き続き使用して開設する場合 沖縄県
- 五 航空通信の事業を営むアメリカ合衆国法人が開設している無線局に設置されている無線設備を引き続き使用して開設する場合 郵政省令で定める区分に従い、国、会社又は〇〇

支那の事

11/4 現在、
法第百三十二条

3 法第三百三十二条第一項から第四項までに規定する無線局については、電波法第十六条第一項及び第七十五条の規定は、適用しない。

4 法第三百三十二条第一項から第四項までに規定する無線局についての電波法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「前項の規定により届け出た」とあるのは、「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第三百三十二条第一項から第四項までに規定する」とする。

5 法第三百三十二条第一項から第四項までに規定する無線局についての法の施行の日から法第三百三十三条第三項の規定により免許状が交付されるまでの間の電波法第五十二条から第五十四条までの規定の適用については、同法第五十二条中「免許状に記載された」とあるのは「従前の例による」と、同法第五十三条中「免許状に記載されたところ」とあるのは「従前の例（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第三百三十三条第二

項の規定により周波数について指定があつたときは、周波数については、その指定されたところとする。）」と、同法第五十四条中「免許状に記載されたもの」とあるのは「従前の例によるもの（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第三百三十三条第二項の規定により空中線電力について指定があつたときは、その指定されたものとする。）」とする。

6 法第三百三十二条第一項から第四項までに規定する無線局についての電波法第五十五条及び第七十二条の規定の適用については、同法第五十五条中「第八条第一項の規定により指定する運用許容時間」とあるのは「免許状に記載された運用許容時間（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日から同法第三百三十三条第三項の規定により免許状が交付されるまでの間は、従前の例による運用許容時間とし、同条第二項の規定により運用許容時間について指定があつたときは、その指定された運

用許容時間とする。」と、同法第七十二条中「第二十八条の郵政省令」とあるのは「第二十八条の郵政省令（当該無線局の送信設備が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第三百三十三条第四項に規定する無線設備に該当する場合には、同項の郵政省令）」とする。

（沖縄の電波法に基づく無線局）

波第二条 沖縄の電波法（千九百五十五年立法第八十号）の規定に基づき琉球政府行政主席が琉球政府又は琉球公社若しくは沖縄放送協会に与えた免許（承認を含む。）及び予備免許は、それぞれ電波法第四条第一項及び第八条第一項の規定により郵政大臣が国若しくは地方公共団体又は公社若しくは日本放送協会に与えた免許（承認を含む。）及び予備免許とみなす。

2 前項に規定するもののほか、沖縄の電波法の規定に基づき琉球政府行

政主席が与えた免許（郵政大臣が別に定める免許を除く。）及び予備免許は、それぞれ電波法第四条第一項及び第八条第一項の規定により郵政大臣が与えた免許及び予備免許とみなす。

3 前二項の規定により免許（承認を含む。次項及び波第四条において同じ。）又は予備免許を受けたものとみなされた無線局の呼出符号又は呼出名称は、法の施行の日に、郵政大臣が指定するものとする。ただし、法の施行前に沖縄の電波法の規定に基づき呼出名称が指定されていた無線局については、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定によりみなされた免許の有効期間は、電波法第十三条の規定にかかわらず、無線局の種別に従い、郵政省令で定める。

波第三条 沖繩の電波法若しくは沖繩の放送法（千九百六十七年立法第二百二十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者又は沖繩の電波法の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者は、それぞれ電波法第五条第三項第一号又は第二号に該当するものとみなす。

波第四条 次に掲げる無線設備については、法の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第三章の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところによる。

一 波第二条第一項又は第二項の規定により免許を受けたものとみなされた無線局の無線設備で、法の施行の際現に設置されているもの及び法の施行の際現に変更の工事（沖繩の電波法第十八条第二項において

準用する同立法第九条第一項ただし書に規定する軽微な事項以外の事項の変更の工事にあつては、同立法第十八条第一項の許可（承認を含む。）を受けているものに限る。）をしているもの

二 波第二条第一項又は第二項の規定により予備免許を受けたものとみなされ、電波法第四条第一項の免許を受けた無線局の無線設備で、沖繩の電波法第六条第一項第七号又は同条第二項第一号の工事設計（同立法第九条第一項の規定による変更があつたときは、変更があつたもの）に合致するもの

2 前項各号に規定する無線局についての電波法第七十二条の規定の適用については、同条中「第二十八条の郵政省令」とあるのは、「第二十八条の郵政省令（当該無線局の送信設備が沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令波第四条第一項各号に規定する無線

C

C

C

C

設備に該当する場合には、同項の郵政省令」とする。

3 波第二条第一項若しくは第二項の規定により免許を受けたものとみなされた者又は第一項第二号に規定する無線局の免許人が同項の郵政省令の規定に違反したときは、電波法に基づく命令に違反したものとみなして、同法第七十六条第一項の規定を適用する。

(無線従事者の免許等)

波第五条 法の施行の際沖繩の電波法の規定に基づき次の表の上欄の資格を有している者は、法の施行の日に、それぞれ電波法の規定による同表の下欄の資格の免許を受けたものとみなす。

第一級無線通信士	第一級無線通信士
第二級無線通信士	第二級無線通信士
第三級無線通信士	第三級無線通信士

航空級無線通信士	航空級無線通信士
電話級無線通信士	電話級無線通信士
第一級無線技術士	第一級無線技術士
第二級無線技術士	第二級無線技術士
特殊無線技士(レーダー)	特殊無線技士(レーダー)
特殊無線技士(無線電話甲)	特殊無線技士(無線電話甲)
特殊無線技士(中短波海上無線電話)	特殊無線技士(無線電話甲)
特殊無線技士(無線電話乙)	特殊無線技士(無線電話乙)
特殊無線技士(超短波陸上無線電話)	特殊無線技士(無線電話乙)
特殊無線技士(中短波固定無線電信)	特殊無線技士(無線電話乙)
特殊無線技士(中短波陸上無線電話)	特殊無線技士(無線電話乙)
特殊無線技士(多重無線設備)	特殊無線技士(多重無線設備)

特殊無線技士(国内無線電信)	特殊無線技士(国内無線電信)
特殊無線技士(国内無線電信甲)	特殊無線技士(国内無線電信)
特殊無線技士(国内無線電信乙)	特殊無線技士(国内無線電信)
第一級アマチュア無線技士	第一級アマチュア無線技士
第二級アマチュア無線技士	第二級アマチュア無線技士
電信級アマチュア無線技士	電信級アマチュア無線技士
電話級アマチュア無線技士	電話級アマチュア無線技士

波第六条 沖繩の電波法の一部を改正する立法(千九百六十九年立法第二百二十九号)附則第四項に規定する者は、法の施行の日から昭和四十九年八月二十九日までは、電波法第三十九条の規定にかかわらず、沖繩県の区域において従前の例により無線設備の技術操作に従事することができる。

波第七条 沖繩の電波法第四十二条第二項の無線従事者資格試験に合格し

た者は、電波法第四十一条第二項の無線従事者国家試験に合格したものとみなす。

沖繩の電波法第四十二条第二項に規定する養成課程を修了した者は、電波法第四十一条第二項に規定する養成課程を修了したものとみなす。

波第八条 沖繩の電波法第九章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者又は同立法の規定により無線従事者の免許を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者は、それぞれ電波法第四十二条第一号又は第二号に該当するものとみなす。

波第九条 旧沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号)第二十二條第一項の規定により無線従事者の免許を受けた者又は波第五条の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者が沖繩の電波法の規定に基づく無線従事者と

して業務に従事していた期間は、電波法第五十条第一項及び第二項の規定の適用については、沖繩の電波法の規定に基づく無線従事者の資格に応じ郵政省令で定めるところにより当該各項に規定する無線通信士として業務に従事していた期間とみなす。

2 法の施行の際沖繩の電波法第五十一条第一項に規定する第二種局乙の通信長の要件を備えている者で電波法第五十条第一項に規定する第二種局乙又は第三種局甲の通信長の要件を備えていないものは、法の施行の日から起算して三年間は、電波法第五十条第一項の規定の適用については、同項に規定する第二種局乙又は第三種局甲（波第四条第一項各号に規定する無線局に限る。）の通信長の要件を備えているものとみなす。

波第十条 沖繩の無線従事者操作範囲規則の一部を改正する規則（千九百六十九年規則第六十号）附則第二項に規定する者は法の施行の日から

沖繩の電波法の規定に基づきその者が免許人であつた無線局の免許の有効期間の満了の日とされてきた日まで、同規則附則第三項に規定する者は法の施行の日から昭和四十九年十月二十八日まで、無線従事者操作範囲令（昭和三十三年政令第三百六号）の規定にかかわらず、沖繩県の区域において従前の例により無線設備の操作に従事することができる。

（沖繩法令等に違反した場合等の規定の適用）

波第十一条 沖繩の電波法若しくは沖繩の放送法若しくはこれらの立法に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反した者は、電波法若しくは放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したものとみなして、電波法第七十六条第一項（同法第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

2 不正な手段により、沖縄の電波法の規定に基づき無線局の免許若しくは許可を受け、又は指定の変更を行なわせた者は、電波法第七十六条第二項第二号に該当するものとみなして、同項（同法第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

波第十二条 旧沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法第二十二条第一項の規定により無線従事者の免許を受けた者又は波第五条の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者が沖縄の電波法若しくは同立法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又は不正な手段により免許を受けたときは、それぞれ電波法第七十九条第一項第一号又は第二号に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

（異議申立て等）

波第十三条 法の施行の際沖縄の電波法の規定に基づき提起されている異議の申立ては、法の施行の日に、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）及び電波法の規定に基づき郵政大臣に提起されたものとみなす。

2 沖縄の電波法の規定に基づき琉球政府の電波監理審議会が適法に認定した事実は、電波法の規定に基づき電波監理審議会が適法に認定した事実とみなして、同法第九十九条第一項の規定を適用する。

（電波監理審議会の委員）

波第十四条 沖縄法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者又は琉球政府の職員であつた者で、沖縄法令の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しないものは、それぞれ電波法第九十九条の三第三項第一号又は第二号に該当するものとみなす。

(高周波利用設備)

波第十五条 沖繩の電波法第百八条第一項の規定に基づく琉球政府行政主席の許可は、電波法第百条第一項の郵政大臣の許可とみなす。

2 前項の規定により許可を受けたものとみなされた設備については、法の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第百条第三項において準用する同法第二十八条、第三十条及び第三十八条の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところによる。

3 第一項の規定により許可を受けたものとみなされた設備についての電波法第百条第三項において準用する同法第七十二条の規定の適用については、同条中「第二十八条の郵政省令」とあるのは、「第二十八条の郵政省令（沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令波第十五条第二項の郵政省令で定める日までの間は、同項の郵政省

令）」とする。

4 第一項の規定により許可を受けたものとみなされた者が第二項の郵政省令の規定に違反したときは、電波法に基づく命令に違反したものとみなして、同法第百条第三項において準用する同法第七十六条第一項の規定を適用する。

(免許状等)

波第十六条 沖繩の電波法に基づく免許状、無線従事者原簿又は免許証は、それぞれ電波法に基づく免許状、無線従事者原簿又は免許証とみなす。

○外国語=邦語に

(電波法に関する特例)

郵政第三条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第八条に規定するヴォイス・オブ・アメリカ中継局については、この法律の施行の日から起算して五年間、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、同条（同条に基づき取極を含む。）の定めるところによる。

第百三十一号（電波法）

郵政第四条 昭和四十六年六月十七日において琉球諸島高等弁務官の免許を受けた無線局により英語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた者で、この法律の施行の際引き続き当該無線局について琉球諸島高等弁務官の免許を受けて当該放送及び業務を行なつているものは、この法律の施行の日に、電波法第四条第一項の規定により当該英語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局につ

送
送

いての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して五年とする。

2 前項に規定する者がこの法律の施行の際当該無線局により日本語による放送及びこれに附帯する業務を行なつている場合には、その者は、この法律の施行の日に、電波法第四条第一項の規定により日本語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

3 この法律の施行の際琉球諸島高等弁務官の免許を受けて航空機の無線局その他の政令で定める無線局（第一項及び次項に規定する無線局を除

まで及び第六号から第十一号まで並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項)及び郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならぬ。

2 郵政大臣は、前項の規定による届出を受理した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、当該届出に係る周波数、空中線電力又は運用許容時間に代えて、当該無線局の周波数、空中線電力又は運用許容時間を指定することができる。

3 郵政大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、電波法第十四条第一項の規定の例により、当該届出に係る事項(第一項の郵政省令で定める事項を除き、当該届出について前項の規定による指定をしたときはその変更後の事項)を記載した免許状を交付する。

4 この法律の施行の際設置されている無線設備で前条第一項から第四項までに規定する無線局に係るものについては、この法律の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第三章の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところによる。

5 この法律の施行の際前条第一項から第四項までに規定する無線局の無線設備の操作に従事している者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、電波法第三十九条の規定にかかわらず、その無線設備の操作に従事することができる。

6 前条第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者が同条第六項の条件に違反し、又は第一項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、若しくは第四項の規定に違反して届出をしたときは、電波法若しくは同法に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したものとみなして、同法第七十六条第一項の規定を適用する。

佐藤

アメリる夜

南

イ
カ
ナ
シ
カ

条約課長

法規課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米才一課長

沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令
(適用に関する)政令について。

案 47.4.10

米北一

郵政省電波監理局法規課より標記

政令案については、このほど法制局の

審査を殆んど終え、別添のとおり、これが

最終規定されることなる見込みがある旨

申し越した上で、参考として同案文書に

一部をこの供覧に添付する。

秘

政令第 号

沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令
内閣は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第五十一条、第五十三条第一項から第三項まで、第三百三十二条第三項及び第四項並びに第五百五十六条第一項並びに沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（昭和四十六年法律第三百十号）第十七条第二項及び第八十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 郵政事業関係（第一条―第 条）

第二章 電気通信関係（第 条―第 条）

第三章 琉球電信電話公社及び沖縄放送協会の権利義務の承継等関係

第四章 雑則

(琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局等)

波第一条 法第三百三十二条第三項の政令で定める無線局は、次の無線局とする。

- 一 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第五条第二項第二号に規定する船舶の無線局に該当する無線局
 - 二 前号の無線局以外の無線局で、当該無線局を開設している者が電波法第五条第一項各号に該当しない者であるもの
 - 三 前二号の無線局以外の無線局で、船舶又は航空機の航行の業務及びこれに附帯する業務の用に供するもの
- 2 法第三百三十二条第四項の政令で定める者は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に掲げる者とする。
- 一 アメリカ合衆国政府が開設している無線局に設置されている無線設

備を引き続き使用して開設する場合 郵政省令で定める区分に従い、
国又は沖縄県

- 二 琉球政府が開設している無線局に設置されている無線設備を引き続き使用して開設する場合 国
- 三 琉球電力公社が開設している無線局に設置されている無線設備を引き続き使用して開設する場合 沖縄電力株式会社
- 四 琉球水道公社が開設している無線局に設置されている無線設備を引き続き使用して開設する場合 沖縄県
- 五 航空通信の事業を営むアメリカ合衆国法人が開設している無線局に設置されている無線設備を引き続き使用して開設する場合 郵政省令で定める区分に従い、国、公社又は会社

3 法第三百三十二条第一項から第四項までに規定する無線局については、

電波法第十六条第一項及び第七十五条の規定は、適用しない。

4 法第三百三十二条第一項から第四項までに規定する無線局についての電波法第十六条第二項の規定の適用については、同項中「前項の規定により届け出た」とあるのは、「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第三百三十二条第一項から第四項までに規定する」とする。

5 法第三百三十二条第一項から第四項までに規定する無線局についての法の施行の日から法第三百三十三条第三項の規定により免許状が交付されるまでの間の電波法第五十二条から第五十四条までの規定の適用については、同法第五十二条中「免許状に記載された」とあるのは「従前の例による」と、同法第五十三条中「免許状に記載されたところ」とあるのは「従前の例（呼出符号については沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第三百三十二条第五項の規定により指定されたところとし、周波数につ

いては同法第三百三十三条第二項の規定により指定があつたときはその指定されたところとする。）」と、同法第五十四条中「免許状に記載されたもの」とあるのは「従前の例によるもの（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第三百三十三条第二項の規定により空中線電力について指定があつたときは、その指定されたものとする。）」とする。

6 法第三百三十二条第一項から第四項までに規定する無線局についての電波法第五十五条及び第七十二条の規定の適用については、同法第五十五条中「第八条第一項の規定により指定する運用許容時間」とあるのは「免許状に記載された運用許容時間（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日から同法第三百三十三条第三項の規定により免許状が交付されるまでの間は、従前の例によるものとし、同条第二項の規定により運用許容時間について指定があつたときは、その指定されたものとする

。）」と、同法第七十二条中「第二十八条の郵政省令」とあるのは「第二十八条の郵政省令（当該無線局の送信設備が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第三百三十三条第四項に規定する無線設備に該当する場合には、同項の郵政省令）」とする。

（電波法関係）

波第二条 沖縄の電波法（千九百五十五年立法第八十号）の規定に基づき琉球政府行政主席が琉球政府又は琉球公社若しくは沖縄放送協会に与えた免許（承認を含む。）及び予備免許は、それぞれ電波法第四条第一項及び第八条第一項の規定により郵政大臣が国若しくは地方公共団体又は公社若しくは日本放送協会に与えた免許（承認を含む。）及び予備免許とみなす。

2 前項に規定するもののほか、沖縄の電波法の規定に基づき琉球政府行

政主席が与えた免許（郵政大臣が別に定める免許を除く。）及び予備免許は、それぞれ電波法第四条第一項及び第八条第一項の規定により郵政大臣が与えた免許及び予備免許とみなす。

3 前二項の規定により免許（承認を含む。）次項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）又は予備免許を受けたものとみなされた無線局の呼出符号又は呼出名称は、法の施行の日に、郵政大臣が指定するものとする。ただし、法の施行の際沖縄の電波法の規定に基づき呼出名称が指定されている無線局については、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定によりみなされた免許の有効期間は、電波法第十三条の規定にかかわらず、無線局の種別に従い、郵政省令で定める。波第三条 沖縄の電波法第三章（これに基づく規則を含む。）の規定は、法の施行の日から起算して五年間は、次に掲げる無線設備についてなお効力を有する。

一 前条第一項又は第二項の規定により免許を受けたものとみなされた無線局の無線設備で、法の施行の際設置されているもの又は法の施行の際変更の工事（沖繩の電波法第十八条第二項において準用する同立法第九条第一項ただし書に規定する軽微な事項以外の事項の変更の工事にあつては、同立法第十八条第一項の許可（承認を含む。）を受けているものに限る。）をしているもの

二 前条第一項又は第二項の規定により予備免許を受けたものとみなされた無線局の無線設備で、法の施行後電波法第十条の規定による検査の際沖繩の電波法第六条第一項第七号又は同条第二項第一号の工事設計（同立法第九条第一項の規定による変更があつたときは、変更があつたもの）に合致しているもの

2 前項各号に規定する無線局についての電波法第七十二条の規定の適用

については、同条中「第二十八条の郵政省令」とあるのは、「第二十八条の郵政省令（当該無線局の送信設備が沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令波第三条第一項各号に規定する無線設備に該当する場合には、同項の規定によりなお効力を有する沖繩の電波法第二十八条の規則）」とする。

3 第一項各号に規定する無線局の免許人が同項の規定によりなお効力を有する沖繩の電波法第三章（これに基づく規則を含む。）の規定に違反したときは、電波法又はこれに基づく命令に違反したものとみなして、同法第七十六条第一項の規定を適用する。

波第四条 法の施行の際沖繩の電波法の規定に基づき次の表の上欄の資格を有している者（法の施行の際、旧沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法第二十二条第一項の規定により無線従事者の

免許を受けている者及び沖繩の電波法の一部を改正する立法（千九百六十九年立法第二百二十九号）による改正前の沖繩の電波法附則第八項又は沖繩における本土の免許試験及び免許資格の特例に関する法令の実施に伴い琉球政府が行なうべき事務及び免許資格の特例措置に関する立法第十一條第一項の規定により沖繩の電波法の規定に基づく無線従事者の免許を受けている者（以下この条において「本土資格者」と総称する。）を除く。）は、当該資格に応じ、それぞれ電波法の規定による同表の下欄の資格の免許を受けたものとみなす。

第一級無線通信士	第一級無線通信士
第二級無線通信士	第二級無線通信士
第三級無線通信士	第三級無線通信士
航空級無線通信士	航空級無線通信士

電話級無線通信士	電話級無線通信士
第一級無線技術士	第一級無線技術士
第二級無線技術士	第二級無線技術士
特殊無線技士（リーダー）	特殊無線技士（リーダー）
特殊無線技士（無線電話甲）	特殊無線技士（無線電話甲）
特殊無線技士（中短波海上無線電話）	特殊無線技士（無線電話甲）
特殊無線技士（無線電話乙）	特殊無線技士（無線電話乙）
特殊無線技士（超短波陸上無線電話）	特殊無線技士（無線電話乙）
特殊無線技士（中短波固定無線電信）	特殊無線技士（無線電話乙）
特殊無線技士（中短波陸上無線電話）	特殊無線技士（無線電話乙）
特殊無線技士（多重無線設備）	特殊無線技士（多重無線設備）
特殊無線技士（国内無線電信）	特殊無線技士（国内無線電信）

特殊無線技士（国内無線電信甲）	特殊無線技士（国内無線電信）
特殊無線技士（国内無線電信乙）	特殊無線技士（国内無線電信）
第一級アマチュア無線技士	第一級アマチュア無線技士
第二級アマチュア無線技士	第二級アマチュア無線技士
電信級アマチュア無線技士	電信級アマチュア無線技士
電話級アマチュア無線技士	電話級アマチュア無線技士

2 沖繩の電波法の一部を改正する立法附則第四項に規定する者は、法の施行の日から昭和四十九年八月二十九日までは、電波法第三十九条の規定にかかわらず、沖繩県の区域において従前の例により無線設備の技術操作に従事することができる。

3 沖繩の電波法の規定に基づく無線従事者資格試験に合格した者は、無線従事者国家試験に合格したものとみなす。

4 沖繩の電波法第四十二条第二項に規定する養成課程を修了した者は、電波法第四十一条第二項に規定する養成課程を修了したものとみなす。

5 第一項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者又は本土資格者が沖繩の電波法の規定に基づく無線従事者として業務に従事していた期間は、同立法の規定に基づく無線従事者の資格に応じ郵政省令で定めるところにより電波法第五十条第一項又は第二項に規定する無線通信士として業務に従事していた期間とみなして、同条第一項及び第二項の規定を適用する。

6 法の施行の際沖繩の電波法第五十一条第一項に規定する第二種局乙の通信長の要件を備えている者で電波法第五十条第一項に規定する第二種局乙又は第三種局甲の通信長の要件を備えていないものは、法の施行の日から起算して三年間は、電波法第五十条第一項に規定する第二種局乙

又は第三種局甲（前条第一項各号に規定する無線局に限る。）の通信長の要件を備えているものとみなして、同法第五十条第一項の規定を適用する。

7 沖繩の無線従事者操作範囲規則の一部を改正する規則（千九百六十九年規則第六十号）附則第二項に規定する者は法の施行の日から沖繩の電波法の規定に基づきその者が免許人であつた無線局の免許の有効期間の満了の日とされていた日まで、同規則第三項に規定する者は法の施行の日から昭和四十九年十月二十八日まで、無線従事者操作範囲令（昭和三十三年政令第三百六号）の規定にかかわらず、沖繩県の区域において従前の例により無線設備の操作に従事することができる。

波第五条 法の施行の際沖繩の電波法の規定に基づき提起されている異議の申立ては、法の施行の日に、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）及び電波法の規定に基づき郵政大臣に提起されたものとみなす。

2 沖繩の電波法の規定に基づき琉球政府の電波監理審議会が適法に認定した事実は、電波法の規定に基づき電波監理審議会が適法に認定した事実とみなして、同法第九十九条第一項の規定を適用する。

波第六条 沖繩の電波法第八十条第一項の規定による琉球政府行政主席の許可は、電波法第百条第一項の郵政大臣の許可とみなす。

2 沖繩の電波法第八十条第三項において準用する同立法第二十八条、第三十条及び第三十九条（これらの規定に基づく規則を含む。）の規定は、法の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、前項の規定により許可を受けたものとみなされた設備について、なお効力を有する。

3 第一項の規定により許可を受けたものとみなされた設備についての電波法第百条第三項において準用する同法第七十二条の規定の適用につい

ては、同条中「第二十八条の郵政省令」とあるのは、「第二十八条の郵政省令（沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令波第六条第二項の郵政省令で定める日までの間は、同項の規定によりなお効力を有する沖繩の電波法第百八条第三項において準用する同立法第二十八条の規則）」とする。

4 第一項の規定により許可を受けたものとみなされた設備の設置者が第二項の規定によりなお効力を有する沖繩の電波法第百八条第三項において準用する同立法第二十八条、第三十条又は第三十九条（これらの規定に基づく規則を含む。）の規定に違反したときは、電波法又はこれに基づく命令に違反したものとみなして、同法第百条第三項において準用する同法第七十六条第一項の規定を適用する。

波第七条 沖繩の電波法に基づく免許状、無線従事者原簿及び免許証は、

それぞれ電波法に基づく免許状、無線従事者原簿及び免許証とみなす。

（放送法関係）

放第一条 沖繩の放送法（千九百六十七年立法第二百二十二号）の規定に基づき置かれた放送番組審議機関（波第二条第二項の規定により免許を受けたものとみなされた放送局に係るものに限る。）は、放送法第五十一条の二の規定により置かれた放送番組審議機関とみなす。

2 法第百三十二条第一項に規定する者については、法の施行の日から起算して二月間は、放送法第五十一条の二の規定は、適用しない。

（有線放送業務の運用の規正に関する法律関係）

有放第一条 法の施行の際沖繩の有線放送法の規定により有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線放送の業務（同法第十条各号に掲げる有線放送の業務を除く。

以下「有線放送の業務」という。）に相当する業務について免許若しくは許可を受けている者又は免許若しくは許可の申請書を提出している者は、法の施行の日には有線放送業務の運用の規正に関する法律第三条の届出書を提出したものとみなす。

2 前項の規定により届出書を提出したものとみなされた者については、法の施行の日から起算して六月間は、有線放送業務の運用の規正に関する法律第五条の規定は、適用しない。

3 法の施行の際沖繩の有線放送法の規定に基づき提起されている異議の申立て（有線放送の業務に相当する業務に係るものに限る。）は、法の施行の日には、行政不服審査法及び有線放送業務の運用の規正に関する法律第九条において準用する電波法の規定に基づき郵政大臣に提起されたものとみなす。

(沖繩放送協会関係)

法人第四条 日本放送協会(以下この章において「協会」という。)は、沖繩放送協会の法の施行の日の前日の属する事業年度(次項において「清算事業年度」という。)の決算を法の施行の日から起算して三月以内に完結しなければならない。

2 協会は、沖繩放送協会の清算事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)並びに予算の実施の結果を明らかにした報告書を従前の例により作成し、前項の決算完結後一月以内に沖繩県知事に提出しなければならない。

3 協会は、前項の規定により財務諸表を沖繩県知事に提出したときは、その財務諸表を公告しなければならない。

4 沖繩県知事は、第二項の規定により財務諸表及び報告書の提出を受け

たときは、沖繩県の監査委員の審査を経て、これを沖繩県の議会に報告するとともに、郵政大臣に報告しなければならない。

法人第五条 協会の職員で法の施行前に沖繩放送協会の現金出納員又は物品出納員(沖繩の放送法第七十二条に規定する現金出納員又は物品出納員をいう。)であつたものが法の施行前にその保管に係る現金又は物品を亡失し、又はき損した場合における弁償責任については、同立法第七十三条の規定の例による。この場合において、同条第二項及び第三項中「会計検査院」とあるのは、「沖繩県の監査委員」と読み替えるものとする。

法人第六条 協会が法第三十八条第一項の規定により沖繩放送協会が有する権利を承継した場合における当該承継に係る財産の権利の保存、設定又は移転の登記で法の施行の日から起算して一年以内に受けるものにつ

しては、登録免許税を課さない。

第四章 雜則

(沖繩法令による処分等の効力の承継等)

雜第一条 この政令で別に定めるもののほか、次に掲げる法律(これに基づき政令を含む。)の規定に相当する沖繩法令の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ当該法律(これに基づき政令を含む。)の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

- 一 郵便法
- 二 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律
- 三 郵便物運送委託法
- 四 郵便貯金法
- 五 郵便為替法
- 六 有線電気通信法

七 有線放送電話に関する法律

八 電波法

九 放送法(第二章を除く。)

十 有線放送業務の運用の規正に関する法律

2 この政令の規定により次の各号に掲げる規定に係る法律の規定によりされたものとみなされる免許、許可等の処分に関し、当該法律に相当する沖繩法令において免許又は許可の取消しその他の不利益な処分の理由とされている事実で、これに相当する事実がそれぞれ当該各号に掲げる法律の規定においてもこれらの不利益な処分の理由とされているものが、法の施行前にあつたとき(法第二十五条第一項に規定する沖繩法令の規定の適用を受けたことが沖繩法令において不利益な処分の理由とされている事実)に該当する場合において、法の施行後に、

同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩法令の規定の適用を受けたときを含む。)は、それぞれ当該各号に掲げる法律の規定において不利益な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、当該各号に掲げる法律の規定を適用する。

一 有線電気通信法第十四条第二項

二 公衆電気通信法第五十三条第一項(同法第一百五條第八項において準用する場合を含む。)

三 有線放送電話に関する法律第十条第一項及び第三項

四 電波法第七十六条第一項及び第二項(同法第一百条第三項において準用する場合を含む。)並びに第七十九条第一項

五 有線放送業務の運用の規正に関する法律第八条

3 次の各号に掲げる法律の規定において欠格事由とされている事実

相当する事実が法の施行前に沖繩においてあつたとき(法第二十五条第一項に規定する沖繩法令の規定の適用を受けたことが当該事実に関する場合において、法の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩法令の規定の適用を受けたときを含む。)は、それぞれ当該各号に掲げる法律の規定において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなして、当該各号に掲げる法律の規定を適用する。

一 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第三条の二

二 電波法第五条第三項、第四十二条及び第九十九条の三第三項

三 放送法第十六条第四項(同法第二十七条第五項において準用する場合を含む。)

(日本円表示の額への換算)

雑第二条 次の表の上欄に掲げる額については、それぞれ同表の下欄に掲げる合衆国ドル表示の額を法第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円表示の額に換算した額をもつてその額とする。この場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その一円未満の端数は、切り捨てるものとする。

<p>法第三十八条第二項の規定により日本放送協会が国に納付しなければならぬ額</p>	<p>同項に規定する残額(当該残額が法の施行の際琉球政府が沖縄放送協会に対し出資している額をこえる場合には、当該出資している額)に相当する額</p>
<p>郵第三条第一項の規定により従前の例によるものとされる郵便物に係る</p>	<p>沖縄の郵便法の規定に基づく当該料金の額又は当該損害賠償の額</p>

<p>料金の額又は損害賠償の額</p>	<p>当該認可に相当する沖縄の郵便法の規定に基づく認可に係る料金の額</p>
<p>郵第三条第三項の規定により従前の例によるものとされる定期刊行物の題号、掲載事項の種類又は発行人の変更の認可に係る料金の額</p>	<p>同条第一項に規定する沖縄の契約に係る運送料金の額</p>
<p>運第一条第二項の規定により従前の例によるものとされる運送料金の額</p>	<p>沖縄の公衆電気通信法の規定に基づく当該延滞金の額又は当該返還すべき負担金の額</p>
<p>公衆第五条第一項の規定により従前の例によるものとされる延滞金(法の施行後支払うべき事由が生じたものに限り。)(の額又は返還すべき負担金(法の施行後返還すべき事由が生じたものに限り。)(の額</p>	<p>き負担金の額</p>

公衆第五條第二項の規定により従前の例によるものとされる返還すべき料金の額又は損害賠償の額	沖縄の公衆電気通信法の規定に基づく当該返還すべき料金の額又は当該損害賠償の額
公衆第六條第一項の規定により従前の例によるものとされる通話の料金の合計額	当該通話に相当する沖縄の公衆電気通信法の規定に基づく通話の料金の合計額

(名称等の使用制限に関する経過措置)

雑第三條 法の施行の際沖縄にある次の表の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる法律の規定は、法の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

簡易保険郵便年金福祉事業団という名称を用いている者	簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)第六條
---------------------------	----------------------------------

名称中に日本電信電話公社という文字又はこれに類似する文字を用いている者	日本電信電話公社法第七條
商号中に国際電信電話株式会社という文字を用いている者	国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一号)第五條
宇宙開発事業団という名称を用いている者	宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)第八條

(沖縄法令の技術的読替え等に関する措置)

雑第四條 この政令で定めるもののほか、この政令の規定によりなお効力を有することとされ、又はその例によることとされた沖縄法令の規定の適用について必要な技術的読替えその他法及び沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律並びにこの政令の施行に伴う必要な措置に

ついでに、郵政省令で定めることができる。

附 則

この政令は、法の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。